**資料３－１**

**地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所　役員報酬等規程（案）の概要**

平成２9年３月

１ 常勤役員への報酬等について

「給料」、「通勤手当」及び「賞与」を支給する。

「退職手当」は原則支給しない。

1. 給料

理事長給料月額　　　　・・・1,140,000円

副理事長・理事給料月額・・・　760,000円以内で理事長が定める額

②　賞与

（共通）〇毎年６月１日、１２月１日在職者に対して支給する。

〇賞与の額は、給料＋給料×２０／１００に、次の割合を乗じて

得た額とする。

６月・・・１００分の１８５、１２月・・・１００分の２００

* 賞与の額を定めるに当たっては、役員としての業務に対する貢献度等を　総合的に勘案するものとし、大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会が行う業績評価の結果を踏まえ、賞与の額の１００分の１０の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

③　通勤手当

（共通）〇職員の例による（定期券等相当額）

④　退職手当

（共通）　〇法人の職員から引き続いて常勤の役員となった場合等に限って

支給。（職員としての退職手当を受けずに常勤の役員となる場合）

２ 非常勤役員について

「非常勤役員手当」を支給する。（通勤に要する費用相当額も支給）

監事非常勤役員手当（日額）・・・３０，０００円

３ その他

職員が役員を兼ねる場合は非常勤の役員とするが、非常勤役員手当を支給　せず、職員の給与を支給する。